

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年5月26日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶 務 調 査 係	前 坂 悟 史

午前10時06分開会

○森戸座長 おはようございます。お疲れさまです。小金井市議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

引き続き、素案のたたき台についての議論を進めさせていただきます。5月14日に代表者会議を開催いたしまして、幾つか、第11条の全員協議会の問題、それから第12条の議会の議決事項の追加、それから4月10日の時点で持ち帰り事項になっておりました問題など、前回協議をしまりました。引き続き、たたき台素案について協議をさせていただきます。申し遅れましたが、本日、副議長も、引き続きご出席をいただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。ありがとうございます。

それで、まず新旧対照表をお配りしております。

前回、第10条第5項の「適切に論点を整理し、質疑するものとする」と。質疑の論点・趣旨を確認するため、市長等の発言を求められた場合についての記述をどうするかというのがありました。ここについては、新旧対照表を見ていただきたいんですが、正副座長と事務局と打合せをいたしまして、正副座長案という形で提案をさせていただいております。第5項として、「議員は、議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理し、質疑するものとする。この場合において、質疑の論点・趣旨を確認するため、市長等から発言を求められた場合には、議会はその発言を認めるものとする」ということで、もう少し主語などはっきりさせて、論旨を明快にさせていただきました。これで皆様のご確認をいただければと思っておりますが、いかがでしょうかということです。

今すぐということだと結論が出ませんので、ちょっと持ち帰って、後々、今日の最後辺りに確認をさせていただければと思います。今日、どうしても会派で相談しなければいけないということであれば、次回まで保留としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。第10条の規定です。

○片山議員 「この場合において」というふうになっているわけなんですけど、これはどこに係っていくというか、ちょっとそこの確認だけでできればなと思います。

○森戸座長 「この場合において」というのは、議案等の審議においてということだと思いますけど。つまり、市長が議員の趣旨がはっきり分らないと、議案などの審議でという場合において、それを確認するためという意味ですね。

○片山議員 限定をするというか、それ以外はだめというような意味にということですかね。

○森戸座長 これ以外に市長から反問する機会というのは、基本的にはないですよ。議案とか請願・陳情の審議・審査。議会事務局次長、今のことで何かありますか。「この場合において」というのは、審議の場合においてですよ。

○飯田議会事務局次長 こちら、「議案等の審議に当たっては」というふうになっておりますので、審議に当たって、その質疑の論点・趣旨を確認するためということに係りますので、ほかのところではちょっとないのかなというふうに思っております。

○森戸座長 ということによろしいでしょうか。ほかにありますか。

○湯沢議員 細かいんですけども、発言を求められているのが、市長が発言したいのか、市長が議会に発言を求めているのか分かりにくくて、なので、「市長等が発言を求めた場合には」とした方が分かりやすいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 「市長等が発言を求めた場合には」、

それでもいいんじゃないですかね。ありがとうございます。「市長等が発言を求めた場合には、議会はその発言を求めるものとする」ということで。回りくどくしないでいいですよ。では、そういうふうに訂正をさせていただきます。

○斎藤議員 趣旨は全く問題ないんですが、「この場合において」の後に「求められた場合」って、何か「場合」がちょっと重なっているんで、何かもう少し、私に対案あるわけではないので本当申し訳ないんですが、「この場合において」というところにもう少し適切な文言があれば、賢明な皆さんに考えていただければと思います。

○森戸座長 そうですよ。「場合」、「場合」がつくと。

○白井議員 では、おっしゃるとおりで、冒頭の「この場合において」というのをとるとするのは、文章上はおかしいんでしょうか。

○森戸座長 「この場合において」をとって、「質疑の論点・趣旨を確認するため、市長が発言を求めた場合には」。要らないかもしれないですね。要らないんじゃないですかね、確かにおっしゃるとおり。

ちょっと休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時22分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、今、休憩中に、第1班に、では、任せるということで、この部分は第1班で。いかがでしょうか。おおむね一致をしていただければ、後は第1班にお任せをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○片山議員 すみません。ちょっと、ではこの意味が通ればいいのか、趣旨は多分第1班にいらっしゃる方、各会派いらっしゃると思うので、そこで確認できればということで、少しこの文章をある程度変えてもいいという確認でよろしいで

すかね。

○森戸座長 いいです。

○片山議員 ちょっと私、これ、どうも読んで、やはり主語述語がいまいちよく分かりづらいなどは思っていたので、どうしたらいいのかなと思っただけです。だから、ちょっと割とざっと変わってしまう可能性はありますけれどもということだけ確認させていただきます。

○森戸座長 では、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第10条は第1班にお渡しをしたいと思います。ほぼ確認をされたということでよろしいでしょうか。目的は、論旨が明快になって分かりやすくなるようお願いをしたいということで、よろしく願いいたします。

次に行ってよろしいですか。第11条の全員協議会であります。ここは副座長の方から、ちょっともう一度改めて説明をしていただいて、各会派の意見集約をもう一度行わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○宮下副座長 すみません、これは前回、なかなかちょっと議論がすっきりまとまらなくて、正副でいろいろ協議した中で、こんなふうにしたらどうかということで、正副持ち帰り事項ということで、今日、ちょっと提案させていただいております。こっちの意見集約用紙を見ていただきたいんですけども、四角の中をこういうふうのうちの方で正副として提案いたします。第11条第1項は、「全員協議会は、市長が都市計画その他重要政策等に関して協議をおこなう場合に、議長が招集し、開催するものとする」ということで1項。第2項の方は、ちょっとこれから、その後議論します。第3項については、余り議論はないんじゃないかなと思いますので、これはまとまりやすいのではないかなと思っています。

まず第1項なんですけれども、ここの表現で、「都市計画かつ重要政策等」というふうに続いて

いたんですが、これはよく考えると、都市計画というのは重要政策に含まれるのかなというふうなことで、この下の説明というところを読んでほしいんですが、「都市計画及び」となっていたんですね。「及び重要政策等に関して」となっているんですけども、その重要政策の中に都市計画も含まれるというふうに考えまして、並列表記では適切でないということで、「都市計画その他重要政策等に関して」というふうな表現にしました。

下線部の(2)のところを見てほしいんですが、「議会の意見を聞く場合に」となっていたんですけども、ここは、例えば市議会例規類集の59ページのところに全員協議会の目的というところがありまして、そこに「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」という表現がありまして、ここら辺の文言を根拠に、ここの部分は意見を聞くというよりは、もう少し適切な言葉がないかということで「協議を行う場合に」というふうに表現を変えました。

ちょっと続けていってしまいますね。第2項については、「議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする」と。ここの表面上の文言はそんなに議論にはまだなっていないと思うんですけども、これは要するに第2項についてはというところ書いてありますが、実質的な内容の部分の一致をみんなで見ただ後、実際の条文を決めるという順番で協議、意見交換が続いています。

ちょっとここを読みますと、全員協議会の開催について、現状では、申合せ事項の中に規定がありまして、「開催の判断及び部局への出席については、議長に一任することとする」とあると、こういう表現が一応ありまして、今はこれにのっとって進んでいるということでもあります。

その下の米印ですけども、参考として臨時会の招集についてはということで、過去の議論にも出ていましたけれども、地方自治法第101条の規

定を参考にここに挙げました。全7項目あるんですけれども、関係するところが第1項から第4項までだったので、とりあえず抜粋で第1項から第4項を書いています。

次のページなんですけれども、前回のまとめで、私の手落ちだったと思うんですが、開催請求要件と開催決定要件の分類がきちんとされていなかったものですから、議論がちょっと分かりにくくなってしまったというのが正直なところでして、これはやはり分けた方が話が分かりやすい、進むんじゃないのという座長のご意見も確かにそのとおりだなと思ひまして、前回は確か①から⑤までが意見で出ていて、前回の協議の中で6番目に6分の1という意見が斎藤議員の方から出たと思ひまして、これを⑥として追加しました。ということで、過去の議論の経緯の中で出てきた六つの案を、開催請求要件と開催決定要件と二つに分けてみました。

この分類自体に異議があるという場合もあるかもしれませんが、一応話をすっきりと進めさせるために、こういうふうな表現にしてありますというところですね。ですから、ちょっとまず第1項をやって、第2項という感じがいいと思ひます。

○森戸座長 ありがとうございます。それで、まず第1項なんです、「都市計画及び重要政策」という都市計画と重要政策が同等に並ぶという書き方は、ちょっとやはり文章上おかしいということで、「都市計画その他重要政策等に関し」というふうに訂正をさせていただくということと、「議会の意見を聞く場合に」とありますが、それを「協議をおこなう場合に」ということで、この二つの点を訂正させていただければと思ひますが、その点、いかがでしょうか。よろしいですか。では、この第1項は確認をさせていただきます。

次に、第2項であります。ここは一番議論になったところで、各党派お持ち帰りもいただいて、

自民党も持ち帰っていただいて検討するというふうになっていたかなと思うんですが、ちょっと論点を整理するという意味で、開催請求要件を整理したということですね。それで、改革連合が、開催要件、過半数ということをおっしゃっていたので、ごめんなさい、私もそれ、抜けていたので。それから、もう一つは自民党の全会一致ですかというのを入れておいた方がいいかな、開催決定要件に。4種類ということだと思います。

どこに書いたらいいのかな。開催請求要件ですね。すみません、ちょっと私も失念していました。違いますか。

○五十嵐議員 こういうふういきっちり分けた場合、どちらかというと言いたかったのは、代表者会議で過半数がオーケーだったら、それをもって市長に請求してもいいではないかということなので。

○森戸座長 決定要件の方になる。

○五十嵐議員 そういうことなんですけど。

○森戸座長 分かりました、すみません。では、開催決定要件で。（「自民党の全会一致も同じではないの」と呼ぶ者あり）全会一致もそうか。こっちでいいのかな、決定要件。では、決定要件に過半数というのが入る。五十嵐議員がおっしゃっていたのは請求要件ではないと。開催決定要件だと。では、請求要件というのは要らないということですか。（不規則発言あり）そうですか。

○飯田議会事務局次長 今、こちらの全員協議会の開催要件などについてご協議いただいているんですが、参考までにちょっとお話しさせていただきたいと思うんですが、こちらのハンドブックの52ページのところに、市長報告の関係が載っております。こちらの3番に、委員会において市長報告すべしとの問題提起があった場合の取扱いについてというところで、委員会において、政治問題として何らかの対応をすべきであるとの結論が出た場合、委員長は議長にその旨を申し入れること

とする。議長は委員長からの申入れを議会運営委員会に諮問し、その取扱いを協議するものとするということになっておりまして、市長報告につきましては、今のところ、議会運営委員会での諮問という形になっております。

それとあと、既にご紹介いただいておりますが、81ページのところで全員協議会は議長一任というふうになっておりますので、今、ご議論はいただいているところでございますが、議会運営委員会での議会改革なりでご確認というのは必要かというふうに思います。

○森戸座長 ありがとうございます。一応、こちらからはこうしたいというものを作って、議会運営委員会に投げかけるという形になると思いますので、ある程度ここで固めてやらないと、全部出してしまってもまとまらないと思いますので。それぞれこういう意見があると議会改革で提案してもまずいと思うので、一定の方向性の中で議論を議会運営委員会に持っていった方がいいかなと思います。

それで、そうしますと、自民党は何か持ち帰られて変化はございますか。

○中山議員 協議したんですけれども、この第2項のところでも申合せ事項の規定で、現状こうなっているということもあって、全会一致というようなことも含めて議論して、今のところ、我々の会派は考え方は変わっていないというところです。

○森戸座長 それは開催決定要件として全会一致。

○中山議員 そうですね、それは変わっていないんですが、申合せ事項では市議会ハンドブックにも規定があって、現状こうなっているということも含めて、ここら辺が、もし議論の中で歩み寄れるところかなというようなどころぐらいまでは意見としては出たんですが、基本的にはやはり全会一致ということになりました。

○森戸座長 議長一任で行くべきだということでは

すか、基本は。すみません、ちょっともう少し。

○中山議員 これからの議論によるんですけど、まとまらなければ不一致になってしまいますので、こういう形になるのかなと。そうなった場合にはやむを得ないんじゃないかということです。

○森戸座長 議長一任の場合、例えば、議長が困る場合もあるんですよ。2会派とかから全員協議会開催請求が出たと。しかし、いろいろ勘案をして、議長としてはこれはやる必要がないというふうになったときに、全体的には何も知らされないまま、2会派にはこれはやらないんだと伝えていったときに、やはりそれは問題となることだであるんだろうというふうに思うんですね。

そういう点で、一定の実務的ルールを確立し、最終的には政治的判断として議長が会派代表者会議なりできちんと諮るというルールがあれば、それは議長が責められることもないし、その要求をした会派が不満に思うこともないだろうと。全体も、そんなことがあったのと、知らなかったわということもなくて済むのではないかと思うところもあります。その基準がないために、ただの議長一任みたいになっているところが、今日的なこの議会の状況の中で透明性や説明責任が果たせるかどうか。それは議長の責任は重くなってくると思うんですよ、議長一任というふうになると、議長の政治的判断でこれはやめたんだということにもなる。もちろん、そういう場合もあるかもしれませんが、しかし、何会派かが全員協議会を開いた方がいいよと議長に言っているのに、それを議長の判断だけでは、一般的にはやらないだろうし、各会派代表者会議を開いたりして皆さんの意見を聞いてやられる議長の方が多いかと思うんですが、その辺りどう判断するかということだと思います。

○中山議員 すみません、当然そういう議論も自民党の会派の中では出たんですね。それで、今、座長がおっしゃったコメントについて、通常はこ

う思うので自民党、理解してそっちの方向に考え直してくださいよという意味なのか、一般的な話なのか、ちょっと私は分からなかったんですが。自民党の中では、今後ということは課題としても、歴代の議長のご判断ややり方を見ると、非常に冷静中立、いわゆる会派の考え方とか政党の考え方とかを抜いて、非常に中立的な、議長としての振る舞いをされているということと、やはり議長に選ばれた方というのは基本的にご自身の考え方があっても議会運営の中でスムーズに議事進行を進めていくということでは非常に中立的にやっていただけるのではないかという考え方、それから現状までの、今までの歴史の中で見てみても、現状の規定の中で運用ができています。

それから、あと、どうしても開かなければいけないような重要案件ですとか、複数会派からの要望というのは、全くやはり議会運営上、市民への説明責任ということもありますけれども、議長として全く無視することはできないだろうという考え方で、ここは混乱が生じないのではないかというような意見も出まして、自由民主党といたしましては、ほかの会派の方からご批判を頂くかもしれませんが、現状、議会運営のルールは全会一致というようなところがありますので、そこを遵守していけばというのが基本的な考え方で、それでどうしても考え方を変えろということであれば、現状のルールの運用の中でやっていくのが最適ではないかというふうなところに落ち着いたということでもあります。

○斎藤議員 自民党が、議会運営は全会一致とおっしゃっている。全ての問題をそれでやるんだというのであれば、それはそれでいいんですけども、例えば、この議会基本条例、議会のルールを決めましょうというときには、これは全会一致です。例えば、臨時会を開くにおいても、議員から発議ができるということがあって、それをどういうふうにするかということですから、それはまた、

いわゆる議会運営のルールを作ることとは違うことなので、それを分かった上で全会一致ですとおっしゃっているのなら、それはそれで尊重させていただくんですが、ちょっとその辺の考え方を整理していただければなというのが一つ。

それから、この開催要求、開催請求要件と開催決定要件、分けられたんですけども、実は私は、この6分の1も開催決定要件なんです。ですから、今まで議長が全員協議会を開くというのは、市長の方からこんなことを報告したいと、全員協議会で皆さんで協議したいということがあって、議長が議会運営委員会の中で協議して開くという形だと思うんですけども、今ないのは議員側からの要求によって開催するというルールが決まっていないというところで、これは開催要求者と開催決定という分け方をすべきかなと。例えば市長が開催をしたいというときに、どういうルートにするのか。議長発議でやるとき、議員がそう思ったときということで、私は議員が発議する場合、提案する場合は6分の1の請求があれば、これは自動的に、市長に対しては言ってみれば臨時会と同じように、全員協議会の、これは長に対して臨時会が招集できるように全員協議会も招集できるという形にした方が、私はいいのではないかなというふうに思っています。

そのこと自体が一致しないということで、この条文自体がなくなるということであれば、それはそれでしようがないというふうに思うんですが、全会一致のルールの幅というか、どこに適用するかということに関して、もう少しお考えいただければなというふうに思います。

○森戸座長 中山議員から、私が先ほど説明したことについて、自民党の反論かというお話がありました。そういうつもりはありません。一般的な話として、市議会のハンドブックにある議長一任ということが、私も議長を経験して行く中で判断に迷わないようなルールづくりが必要なのかな

というふうと思うところがあって言ったまでのお話なのでということです。

議長は、かなりやはり情報はいろいろと入ってくる場所にあります。ですから、もしかしたら話していないことも出ているのかもしれないし、それは分かりませんよね。それぞれの議長の判断だということがあるので、その辺り、できる限り透明性を確保していくという、議長も一つの機関であるという立場に立てば、そこのルールはきちんとしておいた方がいいのではないかとしたいと思います。

○中山議員 人間がやることですから、社会や議会の仕組みの中でいろいろな状況を刻々とそのときそのときで変わってくると思うんです。この運用上、柔軟な形にしておくことは、議会の中で必要なかなということは自民党としては考えていまして、ここは議長の権限、ご判断で、やはりうまく運用していくと。それが議長の存在価値でもありますし、議会の全体をまとめる役割でもあるのかなというふうなところも議論の中にありまして、自民党としては全会一致のルールが希望なんですけれども、なかなかそれはこの代表者会議の中で一致は見ないでしょうと、前回までの議論の中で。ですから、そこは不一致にしても条文自体なくすというのではなくて、現状のルールの中でやっていくところを文章化できればいいのではないかとこのところまでは落ち着いたというところがあります。

○森戸座長 分かりました。

あと、すみません、斎藤議員の、これ、開催請求要件ではないと、開催決定要件でもあるということですよね。両方ということだね。それはちょっと確認をさせていただきたいと思います。正副座長は開催決定要件だと。すみません、これは、では両方に係るというふうの確認をさせていただきます。

それで、自民党からはこの文章は残しつつも、

どういうふうにしたらいいかというのはあれですよ。

○斎藤議員 その現状の文章というか、今の申合せの文章に残すということですか。

○森戸座長 ではない。ここの文章ですよ。

○斎藤議員 第13条のそこの部分ですか。

○森戸座長 第11条の第2項の文章を残すというのが自民党の今のご発言だったと思います。中山議員、もう一度、ちょっと。

○中山議員 そのとおりであります。ですので、この第2項の、今、提案条文の内容ですと、これは今、宮下議員の方からもご説明ありましたとおりの、この第2項についての申合せ事項のところの部分に合致してくるのかなというところで、そのように考えております。

○森戸座長 宮下議員……。

○中山議員 ですから、座長のおっしゃるとおり。

○森戸座長 すみません、もう1回伺いますが、条件としては全会一致でなければいけないということの、お互いに話し合えば譲歩ができる状況にはあるということによろしいですか。

○中山議員 ちょっと誤解があつてはあれなんですけど、第2項の今の提案条文に関しては、開催決定条件ですとか、開催要求条件というのは明記されておられません。議長が請求された場合には速やかに対応するという条文になっていますので、そういう意味でいうと歩み寄れるのかなというところがあります。

○片山議員 すみません、多分これは条文はこの文言なんですけど、逐条というか、これがどういう意味なのかというのを書くときの議論をしていたと思っているんですが、どこに歩み寄ったのがよく分からなくなりましたが。それは今までのハンドブックどおりということなんでしょうか。

○森戸座長 歩み寄るというのは、どこかで歩み寄るんだよね。

○中山議員 再度、誤解があつてはいけませんの

で。全会一致なんです、自民党の原則は。それで、不一致であれば、もうこの条文自体盛り込めないと思うんです。だけど、それはちょっと具体的にはそういう議長の対応というところは明記しておいた方がいいのかなというところで、現状の運用で、もし逐条解説とかそういったところに記載するのであれば、ハンドブックに書かれているような内容で書いていくのが適切ではないかと。

○森戸座長 そういう意味か。ということは、この第2項は、議員が全員協議会の開催請求をした場合には、議長の一任とするというふうに、ここに条文をうたった方がいいということですね。

○中山議員 現状がハンドブックに記載されているので、あえてうたうところまでというのは議論があるんですが、皆さんはそれ以外に開催要件として、もしくは開催決定条件としてそれぞれの数値をおっしゃっていらっしゃいますから、ここはなかなか一致ができないんじゃないかというところで、自民党としては全会一致というふうに書きたいんですが、やむを得ないのかなというところなんです。ですから、そういう意味での歩み寄りですね。だから、一致しないのであれば、もうここ、第2項を書かないという手もあるんです、選択肢としては。そういう議論が出たということですね。

○森戸座長 開催決定要件を皆さんが書いていらっしゃるの、そういう点では歩み寄れるのかなというふうに、今、私は聞こえたんですが。ということは、開催要求の要件がある程度一致すれば、それは歩み寄れると。全体が全会一致になれば歩み寄れる。

○渡辺（ふ）議員 戻ってしまうかもしれないんですけど、今まで経験されてきた中で、さっき自分だけの判断で議長が決めるというのは難しい場合もあるとおっしゃったんですけども、一番最初に重要案件が知らされるのは議長だと思うんですよね。議長がさっき言われたように、これをみんなに知らせるか、それともここでとどめるかと

いうのは、ある程度今まで判断をされてきたと思うんですけども、もしこの議員が全員協議会の開催を要求した場合というときは、議長と同じものを、情報を議員がもう既に入手しているということになりますよね。これは大事だから。もうそこにおいてくる時点といいますか、その時点で議長は、今まで必要だと思っていなかったけれども、でも、おりにきた時点で議員がこれは必要だということやりますよということになるというわけですよ。

○森戸座長 そういう場合もありますよね。議長が知らないで議員の方が先に情報を知り得ている場合もありますよね。

○渡辺（ふ）議員 実際には今までもそういうことがあって、全員協議会が行われなかったということもあったのか、すみません、ちょっと昔のことになるかもしれませんが、今まで本当に必要だと思うことは、全部議長が提案をするということで済んで、賄われてきたというか、そういうことなのか、今までの小金井市の議会の中で、やはり議員からの発議が必要だということやこれが入ったんだと思うんですけども、ちょっとその辺のことが教えていただければと思うんですけど。

○森戸座長 多分、開発関係などで何会派かが市長に全員協議会を開くべきだということを要求するということですよ。全員協議会の開催要求は、市長がやっていますから、市長からですよ、全員協議会を開いてほしいって。議長から言うことはないから。市長に申入れをすると。しかし、市長はやるつもりはないということがあります。では、議長に言おうということで議長に言いますが、議長は、では、市長と相談するよと言って、市長がだめだと言えばだめだという判断になる場合もあって、それはそこ、要求した議員と市長、議長との関係でしかない。だから、言う場としては正式な委員会、私たちは全員協議会を開催請求したと、しかし、応じなかったということや

って初めて、多分請求をしなかった人たちは、ああ、そうなのということが分かるということだと思っただけです。

だから、そういうことにするのか、開催請求が一定以上あった場合には、例えば会派代表者会議を開いてこういうことがあったと。皆さんのご意見を聞きたいと言って意見をもらって、後は議長の判断だよというふうになれば、それは議長の判断ということになるけど、全会一致で全員協議会をやるべきだとなれば、やはり議長は動くということだと思っただけです。そのルール化はしておいた方がいいのかなというふうにも思いますが、経験上は、困ってしまうものね、議長も、迫られても、どうしたらいいのかということの判断が、私はやりたくないけど、では、一応10人ぐらいから言ってくるから言うだけ言うかみたいなことも、これもまずいだろうしということだと思っただけです。

多分、もしかしたら大分前だと思っただけですが、会派代表者会議を開いたこともあるかもしれない。五十嵐議員、覚えていらっしゃる。（「思い出せない」と呼ぶ者あり）開発とか区画整理の問題で、多分あったと思っただけです。

○渡辺（ふ）議員 ということは、やはりある一部の議員が情報を知り得ていて、ほかの人たちは知らなかったとしても、是非やるべきだというふうになったときに、市長、ここでいえば議長が判断をして会派代表者会議で初めて、突然みんなの前でやったらどうかということというのは、重要案件というのはそう簡単にはいかないと思っただけですが、やはりワンクッションということでは会派代表者会議につながっていく方が現実的なのかなというふうには思いますが、そこで決めるということの方が現実的なのかなとは、ちょっと思いました。

○森戸座長 多分、さっき自民党がおっしゃるように、全会派が一致すれば、それは議長は堂々と、

議会として要求することができると思っただけです、市長に対して。そういうことというのはあると思っただけですが、意見が分かれた場合は、それは議長の判断でやってくれというふうになる場合もあるし、議長としては、もうその場でやりませんよということにもなる場合もあるし、ケース・バイ・ケースだと思っただけですが、その透明性がきちんと確保されて、市民にもなぜ開催請求があったけどやらなかったのかということの議長が説明できるような手続は踏んでおいた方がいいんじゃないかと思っただけです。

議長1人が責められてくるというふうになると、議長のなり手がなくなる可能性もなきにしもあらずというか。

ちょっと休憩します。

午前10時52分休憩

午後1時01分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、全員協議会の第11条第2項の協議を進めます。協議会の中でそれぞれいろいろなご意見を頂きました。全体的には会派代表者会議を通じて行うことについての異論を唱える会派はほとんどないというふうには思っただけですが、若干、6分の1の議員の請求があった場合に全員協議会を開くことができるようにした方がいいというご意見もあります。また、一方、全会一致でなければ開催はできないという方もいらっしゃると思いますが、意見は分かれていますのかなと思っただけです。午前中の議論を踏まえ、現時点で各会派がどのようにお考えになっているのかをご意見いただければと思います。

では、自民党からお願いいたします。

○中山議員 自由民主党小金井市議団は、全会派一致という議会運営の原則のもと、4月3日の持ち帰り事項では、2もしくは3ということで会派代表者会議を議長が開催し、全員協議会の開催を

諮る、もしくは議長が会派代表者会議を開催し、全員協議会開催の確認をするという文言でどうかということで、議会側から開催を求めるときには、議会運営委員会の全会一致の原則によって、全会派が一致することを条件とし、議長が取りまとめるという考え方でございました。

議論を進めていく中で、更に持ち帰りまして、全会派一致という考え方は変わってはいないんですが、それですとなかなかまとまらないのではないかということから、全会派一致ということで議長が取りまとめるところには考え方は変わっていないんですが、この会派代表者会議を開催するという開催要件等につきましては、一度会派の方に持ち帰りをいたしまして、歩み寄れるような調整を図ってまいりたい、議論していきたいというふうに会派内で今のところ考えております。

○森戸座長 では、共産党。

○水上議員 共産党は、この問題に関しての基本的な立場は、4月3日の持ち帰り事項で示したとおりなんですけど、一定の議員からの申出が、発議があった場合に、議長は全員協議会を開催するために行動を起こすということだったんですが、いずれにしても全体の議論を踏まえて持ち帰りたいとは思いますが、いずれにしても議長が全員協議会を開催するという判断をするに当たっての議員の発議要件については、ある程度ルールを決めておく必要があるということだと思います。

臨時議会の場合は、4分の1の議員の請求で開かれるということがあって、ただ、全員協議会については、そういう取り決めがないわけですから、そういう点を取り決めておくことが必要であるというふうに思います、こういう点でいうと、議員の、要するに議会開催の請求の、いわゆる権利の問題と、物事を決める場合の全会一致ということやはりちょっと分けて考えて発議の要するにルールづくりをするということが必要ではないかなというふうに思います。

各派代表者会議を開いて、そこで決めていくということですが、それは全体、そういう流れなので、私たちがそれを踏まえて判断したいと思っています。全員協議会開催の要件については、各派代表者会議の中での議論という形になると思いますので、持ち帰ってどういうようなことになるのか、ちょっと考えてみたいと思います。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党としては、今まで意見を述べてきたわけですけども、今までの議論も踏まえた中で、まずは会派代表者会議を開催請求するための要件というものは数字で決めていく必要があるのではないかと考えております。これはときの議長の裁量というかご負担の部分をなくすということ透明性を出すということで、具体的などころに関しては会派で持ち帰るということでもあります。もちろん、議長発議で会派代表者会議を開くというケースもあるということは申し添えておきます。

会派の中で諮っていくわけですけども、その中では、先ほどもあったように、採決があるわけではないということでもありますので、いろいろな意図を含みながら、全会派がよしとする、了とするというような形で決定していくのではないかと、今現在は考えております。

更に言えば、その会派の中の話合いの中で、全員協議会という形ではなくて、ほかの形で説明を受けるという結論も出てくることもあるのではないかと、今現在の考え方で。

○森戸座長 では民主党。

○鈴木議員 まずは会派代表者会議の開催要件というものの整理が必要かなというふうに思っています。この要件について、今後の検討課題ということで捉えておきたいと思っています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 私どもの会派は、これを協議したときに意見が二つに割れました。一つは、結論とし

て書いた3番ということですが、もう1点あった意見としては、6分の1の議員の請求があった場合には即座に会派代表者会議を開くまでもなくというのが意見としてありました。結論としては、そうすると乱用する可能性があるということが出まして、そういう協議を重ねた結果、会派代表者会議は一定の議員の発議があれば開くべきだろうと。開いた後の会派代表者会議が開かれれば、基本的にはその後というのは議長判断、特に採決するわけではないので、議長判断によって全員協議会を開くか開かないかというのは、結論は議長に一任されるべきではないんだろうかというのが結論です。

○森戸座長 生活者ネット。

○林議員 生活者ネットは本来、4分の1の議員の発議があれば会派代表者会議を開かなくても全員協議会を開催すべきだという立場だったんですが、これまでの議論を聞いていて、この4分の1なのか6分の1なのかということももう少し精査をしなければいけないのかもしれないですけども、その部分については議会運営委員会の方などに委ねるとして、会派代表者会議を開いて開催を諮るというところで落ち着こうということになりました。

○森戸座長 改革連合。

○五十嵐議員 持ち帰りの大きなポイントの会派代表者会議の開催要件としては、4分の1の議員がいいのではないかと思います。その理由は、4分の1だと今の場合、最低2会派、どうしても入るということなんですね。会派で考えると一つの会派からというよりは二つの会派辺りから出される方がいいのではないかとこのように思いまして、4分の1の議員から全員協議会の開催の請求があった場合は、会派代表者会議という言葉は出せないと思いますので、会派間で協議をし、その是非を決定するみたいな形で入れたらどうかということが、現時点での考えです。

それともう一つ、午前中の議論の中で、第1項の方、ちょっとこれでいいのかなというふうな思いがありまして。というのは、「全員協議会は、市長が」というふうになっていますよね。この「市長が」というのは、この全員協議会の趣旨からして適当ではないのではないかと思ひまして、ここは一旦オーケーは言ったんですが、ちょっとどうなのかなと見直す方がいいのではないかと思ひましたので、改めてそれも含めて意見を言わせていただきます。

○森戸座長 それは会議規則の第119条との関係ということですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）分かりました。

○五十嵐議員 それから、ちょっとそういうふうにしたのは、「市長は」とここに入れてしまうと、裏を返すと、これを入れてしまうと、議会には拒否権がないというか、つまり、市長は提案してきたら議会はそんなことは聞けないという、それは要らないという拒否権がないというふうには受け取られるような気もしまして、それもちょっとおかしいかなと思ったんですね。あくまで議員の全員協議会は議会で決めるものなので、ちょっとここに「市長は」と入れるのは実態として問題あるかなと思ったので、そのように意見を言わせていただきました。

○森戸座長 分かりました。では、市民自治こがねい。

○片山議員 私は特に要件の人数などを入れなかったんですけども、できるだけ発議があったものを開催できる形、やりやすい形があればいいと思ったので、特に4分の1、6分の1といった、そういったところでのこだわりはありません。この議論の成り行きでどういった人数に落ち着くかは決めていけばいいかなと思っています。

それで、その後の代表者会議についても触れませんでしたけれども、こちらもそういった形にまとまっていくのだったら、代表者会議を開いて

ということでもよろしいかと思っています。これは特にそんなにこだわるところではなく、こういった議員が発議したものを知った形で全員協議会が開けるということが示してあればそれでいいかなというふうに思っているところです。

○森戸座長　こがねい市民会議。

○斎藤議員　全員協議会の開催は、市政をチェックする上で大切な要件だというふうに思っております。議会基本条例を制定するに当たっては、開催要件というものは明確に示す必要があると思っております。また、今、議員からの開催要求というものが明確になっておりませんが、その議員からの請求により開催ができるという要件も明確に示していく必要があると思っております。地方自治法第101条の臨時会の招集請求の4分の1よりは当然ハードルは低くしなければならないというふうに考えておまして、本来、この条文を作るに当たって、私はそういう意味で6分の1よりもハードルが低い形であれば12分の1まで、どの部分でもいいというふうに思っております。そして、条文自体にその請求の要件というものを明示して、会派代表者会議に経ることなく、これは自動的に開催されるという形にならなければいけないというふうに考えておりましたが、協議の中でなかなかそれでは一致しないということが分かりましたので、後段の部分、全員協議会を開催する決定する場合は、会派間による協議の上でという形で譲歩をさせていただきます。

ただ、その請求をする方、議員数の何分の1で請求できるかというところに関しては、議案の提案権と同じ人数という形で12分の1で開催請求ができ、そして議長はその場合、会派間による協議をしなければいけないという形にするという形であれば、また、その12分の1の明記に関しても、条文でなくても逐条解説はだめです、要綱もしくは規則という形で定める形であれば、私はそこまで譲歩をしていきたいと思っております。

ただ、その会派間による開催決定ですけれども、その中身については、あえて明確にしない形で、この場合は行きたいというふうに思っております。

○森戸座長　小金井をおもしろくする会。

○白井議員　小金井をおもしろくする会としましては、まず、これまでも述べてきましたけれども、議長に全て一任という状況がやはり属人的過ぎると思っておりますので、きっちり仕組みにする必要があると。要するに、誰がなっても一定のセーフティネットではないですけれども、議会の役割、これを果たしていくための仕組みであると、ルールづくりが必要だと思っております。それが考え方であります。

まず、全員協議会を開催したい旨を協議する場を設定する、それがいわゆる会派代表者会議になるのかなと思っておりますが、それをまず開催するための発議ですよね、これに関しては一定のやはり数字を明記するというか規定するべきだと思っております。

本来であれば、臨時会を請求する上で4分の1のという規定があるものですから、それよりもハードルを低くするべきだとは思っているんですけれども、ただ、いろいろ議論とか聞いておまして、余りそこのハードルを低くし過ぎても納得感がないというところを考えると、まずそういった協議の場を設ける、会派代表者会議を開くための要件としては4分の1でいいかなと思っております。今のところは。ただし、余りそこにはそんなにこだわりはありませんので、その辺は大勢を見極めて判断したいと思っております。

実際、会派代表者会議の中では、基本的にやはり全会派でそこは了とするということが原則ではあると思うんですが、場合によって、例えば少数の会派の方で反対の旨があつたとしても、そこはやはり協議の中で了解を得ていくという、その一定の判断を議長が最終的にするという形でやられてはどうかと思っております。

○森戸座長 ありがとうございます。

ほぼ会派代表者会議を経て全員協議会の開催の決定を議長がしていくという方向性になってきたのかなど。ただ、その開催要件のところはいろいろとまちまちのところもありまして、その辺りは持ち帰って検討していただけないだろうか。自民党にもかなり歩み寄っていただきましたし、斎藤議員にも歩み寄っていただいたかなというふうに思っておりますので。ということなので、ちょっと会派代表者会議の開催要件、これをどうしたらいいかというところに絞られてきたのかなと思いますので、是非ご検討をお願いしたいと思います。

会派代表者会議を開いて、その後全員協議会を開くかどうかという判断のところ、これはそこまでは縛られないのではないかなとは思っています。だから、そこは自民党は全会派一致でなければ全員協議会を開けないよとおっしゃっているのも、それは一理分かるんです。分かるんですが、そこまで内容が分からない中で、ここで縛ることはできないんじゃないかと思うんですが、その辺りはどうしましょうか。

○五十嵐議員 そのこのところは逆に言うと現状の申合せのとおり、議長の判断というところでいいんじゃないですか。余りここでそのことを議論しても同じことの繰り返しになりますので、意味はないかなと思います。

○森戸座長 中山議員、そういうことで。

○中山議員 ちょっとごめんなさい、いろいろな議論が重なっているので理解できていないんですが。全員協議会を開催するためには会派代表者会議を開いて基本的には全会一致ということで全体が。

○森戸座長 一致はまだしていないと思う。

○中山議員 そういう方向性になっているということですね。今議論になっているのは、全員協議会を開く要件としてどうかということですかね。

○森戸座長 会派代表者会議を開く要件として幾らかというのはまだ決まっていないです。それを持ち帰りましょうと。会派代表者会議を幾らかの要件で開きます。開いたときに全員協議会をやるかやらないかの判断は、その会派を開いたときでないと分からないのではないかと。だから、それを全会派一致でなければ全員協議会はできませんというふうにくるのかどうか。自民党はそうおっしゃっているんですよ。

○中山議員 そうです。そういうことですね、分かりました。そのとおりです。

○森戸座長 そうですよ。そこは案件によりけりではないかなということもあるし、あとは五十嵐議員がおっしゃったように、議長の全会派の意見を聞いた上で、あとは議長が判断してくださいということなんじゃないですかということなんです。

○五十嵐議員 すみません、そこは要するに現行というか現状どおりという意味で、私はそういうふうに言ったまでです。

○森戸座長 議長の判断だけど、おおむね全会一致でないと議長は動けない。書けないからね、暗黙の了解ではないんだけど。少数のことで会派代表者会議を開いて、例えば2会派5人ぐらいが開くべきだと言っても、多数が開くべきではないと言ったら、それはなかなか開けないですよ、請求はできないと思う、市長には。だから、全体がおおむね一致をしたときに議長はその雰囲気を見て判断して請求をするということぐらいの、ちょっと余裕は持たせておかないといけない部分も出てくるかもしれないということですね。案件が何が出てくるか分からないから、全会派一致でできれば全員協議会を開催請求するのが一番ベストなんですよ。ただ、案件によっては、例えば人の命に関わることであったり、市政の重要課題であったりしたときに、少数はだめだと言っても、大多数がこれはやった方がいいよという場合だってあ

と思うんです。そのときは議長が判断して市長に開催請求をすることはあると。全て全会一致にならない場合があるという。

○中山議員 今例えがあったのであれですけど、そういう状況だったら全会一致になるような気がしますけど。ちょっとどういうケースがあるのか想定できないので。

○森戸座長 それはこの間の経過でもいろいろなことがありましたからね。何があるかは分からない。

休憩します。

午後1時20分休憩

午後1時28分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、この第11条の第2項については、休憩前のように会派代表者会議の開催に当たっての要件をどうするかという点では、いろいろご意見がありました。会派代表者会議を開催し、全員協議会の開催要求をどうするかを話し合うということについては、ほぼ一致していただけたかなと思っておりますので、その開催要件をどうするかというところは持ち帰っていただければと思います。4分の1、6分の1、それから12分の1というお話もありました。その辺りを持ち帰っていただくということでよろしいでしょうか。

あと、それ以降、会派代表者会議が全員協議会の開催を決定する要件については、全会一致というご意見もありました。それが原則であることは当然だと思いますが、それ以外の様々なケースもあるということもありますので、そこについても各会派、全会一致でいくのか、それとも過半数というご意見もありました、休憩中に。それから、あと斎藤議員のご意見はそのぐらいでしたか。会派間の協議の上で決めるべきだということですね。それ以上のことは書かないというご意見もあります。

基本的には、余り要件を書かない方がいいかなと思うんですよね。確かに、余り書いてしまうと縛ることにもなりますので、書かない方向でいければ一番いいと思っています。全会一致だとか何とかということ。あとは会派で判断することだという程度でまとめていただけないでしょうか。それで持ち帰っていただけないかと。ここは1本でいいですか。では、それをお願いしたいと思います。

次に移ってよろしいですか。

○五十嵐議員 さっき申し上げた、第1項の「市長が」というところに関しては、正副座長でもちょっと一度考えていただけないでしょうか。

○森戸座長 では、ちょっとここは正副座長で持ち帰って検討します。ただ、皆さんはどうなんですかね、これ、「市長が」と入れない方がいいかどうか。

○斎藤議員 私も勉強不足で申し訳なかったんですが、全員協議会の目的ということで、小金井市の会議規則の中で明確にうたっていますので、これを引用したらいいのではないかなというふうに思います。

○森戸座長 なるほど。ほかにご意見は。大体そういう形ですかね。では、その方向で文章……。

○斎藤議員 もしくは、この際議会基本条例を作るにおいて、全員協議会の目的がこの別表の中だけで不十分だとすれば、一緒に協議して第119条の別表そのものも見直すということまで含めて考えた方がいいのかなというふうに思います。

○森戸座長 そうすると、第1班ですかね、正副座長ではなくて。（「難しくないか」と呼ぶ者あり）第1班、難しい。第119条の。最終的に議会運営委員会だよ。第119条を引用する程度にしておいていただいて、では、それで正副座長で検討させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、ナンバー38に移ります。第13条の

討議の保障であります。宮下副座長からご説明をお願いいたします。

○宮下副座長 ここは、これはすみません、別の1枚ものの正副打合せ資料、正副座長案という新旧対照表の中には入っていません。これは入っていません。こっちの意見集約用紙のところだけに入っています。

ここはちょっとこの説明のところを見ていただきたいんですけども、第1項においては、「議論に努めなければならない」というところを「質疑の場を保障しなければならない」というふうな形に変更しました。第2項については、「意思を決定していくために」という部分を「論点の整理又は合意形成を図るために」と、より具体的な内容に変更してあります。

この第2項については、既に実際我々の小金井市議会の中で行われているということを再確認したいと思います。その例の1として挙げたのは、例えば本会議においては、意見書や条例、組替え動議を議員から提案するということがよくあるパターンですけども、その際、いろいろなケースがあるんですけど、議員の質疑があるということであれば、実質的な議員間討議という形で提案議員が前に出て座って、それに対してほかの議員が自席から手を挙げて提案している議員に対して質問をして、それで提案した議員はそれを答えるというふうなことで、一定議員間の討議に近い形が、もう既にできているというのがあると思います。

あと、それから例の2としては、委員会の協議会という形で、質疑とは別な形で、どうしますというふうな形の実質的な議員間討議というのは、これはもう日常茶飯事行われていて、そういう意味では、この第2項の部分はもう既に現実的にも行われているというふうな認識でいいんじゃないかなというのが、ちょっと我々正副の考え方でございます。

もう1個つけたのは、今現状の市議会規則には、

第53条第3項に、議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないという規定が一応ありますので、この辺の整合性も考えながら、この辺の部分はまとめていけたらなというふうに思います。

○森戸座長 ありがとうございます。これは、第13条はほぼ一致をしたかなと思っているんですが、言い方の整理をどうするかということも含めてあったかなと思います。全体は会津若松市の、この会議録も前回お示しさせていただいて、議員間協議について皆さんのご意見はどうかということもあったと思うんです。ただ、現状、やっていないわけではないと。議員間討議を大枠でくれば、宮下副座長からあったように、意見書や条例、組替え動議などの質疑応答も十分な議員間討議といえるし、委員会協議会も実質的な議員間討議ではないかということもあるかと思います。

確かこれは持ち帰らないと、こういうふうになるとちょっと大変だねという話もあったかなと思うんですが、それぞれちょっと時間がたっているんですが、議員間討議についてお考えがあればと思うんですけど。

○片山議員 私は、前の議論を経て、これ、整理されたこういった形でいいのではないかなと思っています。第2項なんですけど、各委員会を中心にとるところをちょっと確認したかったんですが、これは現状で協議会のことを指しているわけなんですよ。でも、この「各委員会を中心に」という言い方でということなんですよ。もし、このままこれでいくとしたら、これは何か解説のところでそういうふうを書くようになるということでもよろしかったんでしょうか。

○森戸座長 逐条解説なりで述べていくことになるかなと思うんですが、どうでしょうか。（「あえて書かなくてもということか」と呼ぶ者あり）書かなくてもいいと。委員会の協議会のことまで書くことはない。例1も例2もということですよ。

か。そうか、そうか。それでもいいよね。どうでしょう、皆さんのご意見は。

○片山議員 分からない、でも、これ、まだ一致している話ではないんですよ、まだ意見を出し合っている段階かもしれませんが、もしそういう何かこれまでのことを書いておくということもあり得るのかもしれないなとも思います。

○森戸座長 これまでのことだというところもあると。

○鈴木議員 第1項なんですけど、ちょっと改めてよく見てみると、第1項の、これはこの原則が書かれているのかなというふうに捉えた場合に、「その意思決定に当たっては議員間の」と、ここに「議員間」と入っているんですよ。ここは「議員の」でいいのではないかと思うのが一つ。ちょっと気づいたところです。

もう1点は、前回の意見集約用紙にも書かせてもらったんですけども、第2項の「各委員会を中心に」というところが、これ、「議会が」というところに全て係っているのではないかなという議論が、ちょっと内々で、会派でありまして、この「各委員会を」ということは要らないのではないかなというふうにも思うんです。その辺について、皆さんの意見を頂きたいなという2点ですね。

○森戸座長 議会は、議員間討議を行うことができるものとすると。これは「各委員会」と入ったのは、ここが一致点かなと。本会議までは議員間討議は行かないのかなという意味で、あえて委員会というのをいれたと。現状、委員会でもやっているではないということから、この各委員会という言葉は入れたんだというふうに記憶していますね。それをどうするかと。（「今既にやっている本会議のやつはどういう。今本会議でやっている議員提案とかというのは」と呼ぶ者あり）そうか、そうか。そうだね、そういう意味では、これは「各委員会を中心に」を外した方がいいと。

○五十嵐議員 ただ、本当は、あれも委員会に付

託するのが丁寧なやり方だと思っていて、あれを諮るときにわざわざ委員会付託を省略しを言いますよね。わざわざ言うということは、委員会に付託してやった方がいい話なんだけれども、議事の都合上、特に省略して本会議で質疑をしますよということをあえて言っているということだと私は思うんですよ。意見書の質疑。ということは、やはり本来の基本は委員会の討議が中心なんですよ。その都度その都度、ちょっとこの場合は省略しますよということを行っているということは、別にここにあってもおかしくはないと私は思うんです、この文言があっても。

○鈴木議員 僕はこれは削除すべきとかこうするべきと思っているんじゃないかと、ただ、今現状でちょっとどうなのかなと思っていると。皆さんの意見の収束する中でまとまっていければなということなんです。

○森戸座長 分かりましたが、言われてみると、ただ、意見書とかそういうのは委員会に付託できるんですけど、一応委員会付託を省略して即決という手続をとっていると。いいのかな。委員会を中心にだからいいんだね、本会議はということ。基本的には、会津若松市議会が行っているような議員間討議は、これはやらないということですかね。いや、どうですか、本会議でこれをやっているんだよね、議員間討議。議長に提出して。このことについて議員間討議を行いたいと、何か事前通告用紙を出すわけですよ。議案についてだよ、これは。質疑を行った上で、それでは議員間討議を行いますと。

○五十嵐議員 この条文に関しましては、正副で直していただいたのをまず基本にして、現状を優先で判断してよろしいのではないのでしょうか。

○森戸座長 分かりました。

○片山議員 とりあえず意見だけ。まずはこのまま、これができるということが重要なので、こういった解釈としても今確認したようなものでいい

と思うんですが、発展的にそういったことができればいいなどは思っています。本来の議員間討議というものがかちんとできれば、本来はいいんですが、それはやはり運用しながらのことだと思いますので、そういったふうに捉えていきたいなと思います。

○森戸座長 分かりました。では、将来的にはこういう話になってくるかもしれないですよ。そういう意味では、この会議規則上の、自己の意見を述べることができなくて第53条第3項の方を削除した方がいいんじゃないかというふうに思うんですけど、何か意見を述べていいんじゃないかと思うんですけど、何でこんな規定にしたんですかね、分からない。

○白井議員 整理いただいた条文でおおむねいいかと思っているんですけども、ちょっとずっと違和感があるのが、章のタイトルと、この条文のタイトルと内容が、何かどうもしっくりいっていないような気がしますので、そこはいずれ調整するというところでよろしいんですかね。

○森戸座長 最終の場所で調整していくか、第1班にお任せするか。自己研さん・調査・研修・政策立案に入っているんですよ。第1章に入れてはどうかというご意見もあったと思うんです。議会の運営原則に。基本的には自己研さんに入るのかなとは思いますが、議員間討議。ではない、運営原則ですか。

○白井議員 私は、この内容でいうと、もう運営原則の方に入るかなと思っています。極論でいうと自己研さんとかというのは、事前準備というか、事前に常日頃心がけてやるべきことということなので、これはどっちかという、やはり合意形成を図るためにこういうことをやるべきであると。やることできるというようなことですので、議会運営の原則の方かなと思います。

○森戸座長 皆さん、ご意見いかがでしょうか。議会運営原則でよければ、そちらに入れてもいい

かなとは思いますが。そこだけ持ち帰っていただけますか。議会運営原則に入れるということかどうかということです。

それから、第13条の鈴木議員からご指摘があった第1項、「議員間の公平で」というのは、前回も言われてとる予定だったんですけど、削除を忘れておまして、おっしゃるとおりです。「議員の公平で」ということで、すみません。第1項ですね。これは「議員の公平で」でお願いしたいと思います。よろしいですか。

では、一応、副座長にこれを作ってくださいまして、ここをちょっと論点を変えていただいて、この第13条。第1章に入れるかどうかということの持ち帰りを行っていただくようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次に行ってよろしいですか、ナンバー39、第14条、調査・政策立案です。ここの説明を、では副座長お願いします。

○宮下副座長 続きまして、ナンバー39です。これも意見集約用紙にのみ載ってまして、この横位置の正副打合せ資料、正副座長案の新旧対照表の方には載っていません。こっちの意見集約用紙だけ見てほしいんですけども、これについて一応全体を載せています。全体を見ながらでない、ちょっと分かりにくいかなと思って。第14条は第1項と第2項があって、第2項の方は(1)から(5)までであるという構成になっています。今までの流れの中で一致している部分は、第1項、それから第2項の主文ですよ。一番メインの第2項の文面。

それで、(1)から(5)までのところで、今、協議が続いています。(1)の方は一致しているのかなと。(2)も一致しているかなと。ただ、(2)については、ちょっと文面はこれで一致していたとしても、この「必要な機関」という部分の捉え方というか、解釈というか、そこら辺をある程度一致しておかないと、これ、次になかなか

議論が進みにくいのではないかなと思ひまして、これはちょっとここで問題提起しています。

次は(3)、注2、裏にあるんだ。すみません、続いてちょっと行ってしまいますけれども、(4)についてはほとんどの会派で一致を見ているんじゃないかなと。(5)についても多数の会派で一致を見ているんじゃないかなというふうに思ひまして、一応、ちょっとざっと説明のところにそんなふうな形で書いています。

すみません、一応もう1回戻りまして、説明のところからいきたいと思ひます。注1というのは、これは第2項の(2)のところですね。この「必要な機関」の中身について、いまだ一致を見ない。調査機関なのか、審査会なのか、はたまた付属機関なのか。(1)との整合性はどうかというふうなことをちょっと確認しなければいけないというふうに思ひます。

ちなみに、地方自治法第109条のところに、常任委員会としての規定が書いてあって、要するに委員会というのは本来当該部門に属する行政の事務に関する調査そのものを行うのが、もともとは委員会なんだという規定ですよ。というのをここに一応、参考までにうたいました。

それから、他団体の具体事例については、これはまだちょっと調べないとという話だったのか。

○森戸座長 どこですか。

○宮下副座長 ここね。ちょっとこれは調べないとというようなことになっていました。あと、その下の米印は、議会における付属機関に対する総務省の見解はということで、これ、この下に文章なかったか。(不規則発言あり)すみません、ごめんなさい、議会事務局と意思の疎通が。ここは過去何度も議会事務局の方から答弁があったので、ここでちょっと議会事務局の答弁を入れてもらう予定だったんですけど、すみません、ちょっと抜けています。また後で必要であれば言ってもらいます。

それで、その次の裏面、一応注2というところに関係しますけれども、この政策検討会というものについては、これはもう少しお時間を頂きたいという、そういうことです。正副座長で、今、ちょっと検討していますけれども、これはもう少し固めてから出したいと思ひますので、これ、もう少し時間をください。

さっき言ったように(4)についてはほとんどの会派で一致しているけれども、民主党、あとみんなの党、小金井をおもしろくする会の意見がいろいろあったと思うので、ちょっと再確認が必要かなと。(5)についても多数の会派と一致しているけれども、たたき台の第16条第2項での規定を求める、場所を変えるべきだと、ここではないんだと。第16条の方でうたうんだと、こういうふううたう意見もあるよということで、共産党、生活者ネット、小金井をおもしろくする会の意見を再確認する必要がありますねと、そういうことでございます。

○森戸座長 ありがとうございます。第1項から確認をさせていただきたいと思うんですが、第1項は皆さんこれは一致しているので、確定をしてよろしいですか。いいですよ、問題ない。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確定とさせていただきます。

第2項、ここは幾つかちょっと議論があったところかなと思うんですが、(1)は「法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせること」、これは一致をしています。

(2)、第2号、「審査、諮問、または調査のために、必要な機関を設置すること」であります。それで、すみません、これ、「諮問」というのをとると。というのは、諮問というのが入ると付属機関になるわけですよ。そうではなく、審査または調査のために必要な機関とすると。では、(1)の学識経験を有する者に調査をさせることとどう違うのかということなどがあるんですが、

この辺りは、例えば議会では、千代田区議会などは政務活動費についてどうあるべきかということについての調査などをこういう機関に、学識経験者を始め、いろいろな方々に来ていただいて協議をする、していただくということをやっているケースもあります。県議会は三重県議会でしたか、政務調査費の調査を行っていただいているところもあります。

1人の方の意見ということになると、なかなかいろいろな意見があるので、例えば議会基本条例をとってもいろいろな意見が学者によっては違うので、では、誰か1人に調査をするといっても難しい場合もあるではないですか。そのときに、この調査機関で両論ある学者に来ていただいて、なおかつ市民も入っていただいて調査をするということもあるのではないかなど。

附属機関になると諮問になってしまうから、ちょっとそこは難しいのではないかなということ、少なくとも諮問は取って、審査または調査というふうにしたらどうか。

○飯田議会事務局次長 こちらの附属機関のところ、もともとは附属機関を設置することとなっていたのを、必要な機関を設置することということで、一旦は会議の方では直っております。しかし、附属機関という内容的に附属機関であるならば、グレーであることには変わりがないということでございます。地方自治法上は明文の禁止規定がないからということで、附属機関ということであるという会津若松市ですとか三重県議会のような例もございますけれども、本市でもそういった附属機関というような言葉は避けながらも、本当はそういう実態がそうだというものをここにうたうべきかどうかというところが、まず1点あるかどうかというふうに思っております。

先ほど、今、座長の方からご案内がありましたように、実態的に調査機関、調査をお願いする機関というようなことでございましたらば、第1号

の方の学識経験を有する者等に調査をさせることと、こちらの方に含まれて、特にあえて第2号の方は要らないのではないかなというふうには考えられるかと思えます。

具体的に千代田区議会ですとか三重県議会の、もし事例のご紹介が必要でしたらば、係長の方からご紹介いたしますが。

○清水庶務調査係長 千代田区議会の方からご紹介させていただきますと、千代田区議会の方は議会基本条例の規定ではないんですけれども、政務活動費の交付に関する条例の中で政務活動費交付額等審査会というのを規定しておりまして、この位置付けとしては、附属機関というか議長の意見聴取機関というふうな位置付けで設置をしているようで、平成25年度には6回開催してまして、内容としては5月の出納閉鎖後、6月以降に各党派から出てきます政務活動費の報告と領収書等の確認をしていただくことと、あと、交付額の検討、意見をもらうということです。ただ、交付額に関しては、今まで金額の変更は行ったことはないそうです。

それとあと、千代田区の方は情報公開審査会というの、こちら議会基本条例ではないんですけれども、情報公開条例の中でこういうようなものをうたっているんですけれども、これは必要に応じて設置するというので、今まで設置したことはなくて、運用等、何も決まっていないということでした。

それとあと、三重県議会の方の附属機関等なんですけれども、こちらは三重県議会の議会基本条例の方に附属機関の設置、調査機関の設置、検討会等の設置というふうに条例上規定がありまして、附属機関の設置に関しましては平成20年度以降、議会改革諮問会議というのを一つだけ、今まで設置した記録がありまして、これは諮問会議で学識経験者等の第三者により県議会の活動を評価していただき、更に改善、改革する仕組みとして設置

をして、議会改革に関する様々な調査検討をしていただいたということです。

あと、調査機関に関しては、今まで二つほど設置したことがあります、これが財政問題調査会、それともう一つが議員報酬等に関する在り方調査会というのを設置したことがあるそうです。

それとあと、検討会等につきましては、こちらは結構数多く設置しているんですけども、ホームページを見る限り、財政問題に関する政策討論会議、この結果としては財政の健全化に向けた提言を知事に対して行ったということです。あと福祉医療費助成制度見直しに関する政策討論会議について、これも福祉医療費助成制度の見直しに関する県議会から知事へ申入れを行った等、10個前後ぐらい、いろいろ検討会等を設置して、県議会の方で協議を行っているということです。

○森戸座長 ありがとうございます。

○飯田議会事務局次長 議長、ちょっとすみません、総務省の見解を申し上げておきます。総務省の見解でございますけれども、以前もちょっとお話をさせていただいたところですけども、付属機関というのが一般的に調定、審査、諮問または調査のための機関ということで、地方自治法第138条の4で規定がございます。こちらはそういった機関でございますので、合議制の機関というのが想定されていると。合議制の機関である議会に、また合議制の付属機関を設置するということで、合議制の機関の中にまた合議制の機関ということで二重に合議制の機関を設置するということが適当ではないというふうに考えられておまして、地方自治法では想定されていないということでございます。

総務省の方では、禁止規定までは地方自治法の方ではないことから、違法とまでは言えないけれども、一定、整理すべきところがあると。例えば、この間もお話ししましたように、委員の身分のことですとか報酬については、一定整理が必要だと

というような見解が示されているところでございます。

○森戸座長 ということで、それで、意見は分かれるところなんですよ、総務省見解と、付属機関となれば。

それで、ちょっと必要な機関のところと政策検討会というところは、いろいろと議論をしないといけないなと思っているんですが、調査機関、また審査機関ということは、審査会ってありますよね、付属機関になってくる。（「調査機関ということでしたら、調査だから1号に入る」と呼ぶ者あり）1号に入るんです、要らないという話になるんです。

ただ、議会改革の審査会とか千代田区の政務調査費審査会ということはあるかもしれないですね、客観的に。

○五十嵐議員 いろいろなものがやはりごちゃごちゃになっていて、いろいろな例があると思うんですけど、やはり総務省の見解に賛成するわけではないんですけど、議会が対象になる部分と、例えば報酬がどうか議会改革がどうか、議会がちゃんと働いているかどうかとか、その議会の調べるためのものと、本来の議会の目的である市政に対する政策提言なり、市政に対するチェックなりをするための本来のその議会の目的をするものと別個に考えないと、何かややこしくなり過ぎてまずいんじゃないかなと、ちょっと話を聞いていて思ったんですけど。

だから、この第14条に関しては、あくまで本来の目的、第一義の目的である市政に対するチェックなり政策提案なり、そういうところの機能をちゃんとしましょうよというところに、まずは絞って考えた方がいいのではないかという気がしますが。とりあえずそう思いますけど。

○森戸座長 というご意見を頂きました。ある意味審査会、審査、調査のための必要な機関、それと政策検討会、これらの整理をする必要があるか

どうかですよ。

○片山議員 より議員の審査を深めるために、こういったことを入れ込んだ方がいいというような提案だと思うので、(1)、(2)、(3)は一応別々だとは思っているんです。(1)、(2)のものが調査だったら、こちらの(1)に盛り込むのではないかということもあったわけなんですけど、やはりこの(2)が意図していたものとしては、ちょっと(1)と想定するのは違ったのではないかなと思っっているんですけれども。あえて分けているということがあると思うんです。でするので、附属機関についての見解うんぬんということはあるわけなんですけど、ただ、やはり想定するものとしては、そういったものに近いものを想定していたのかなというふうには思っています。

でするので、ほかの議会でそういった規定というか、実際作った機関があるというようなことを鑑みながら、小金井市でどういうふうなことは、まだ議会の中のものなのか、ほかの施策についてなのかというのははっきりしませんけれども、何かしらのできるということを担保しておいた方がいいなというふうには、私は思います。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○片山議員 もう一つ、質問なんですけど、(3)の政策検討会については、正副座長で調整しているということなんですよ。(「ちょっとまだ考え中」と呼ぶ者あり)だから、今、今日、ここで議論をするかどうかというのは、どういう状態なんですか。

○森戸座長 どうでしょうか、一定議論はしておいた方がいいかもしれない。皆さんのご意見を頂ければと思います。

○五十嵐議員 ちょっと前の議論を思い出すためになんですが、多分政策検討会という言葉ここに持ってくると、この機関はという機関でという、結構公的な話になってきて、それを機関として活動する場合の財源の保障とか、そういうのは

どうなるんでしょうかという質問を、私、前にしたような気がするんですけど。その辺ですよ、問題は。

○宮下副座長 あと、それと、また過去の議論の中では、食育の今までの議員がみんな参加してやってきた検討会もあったし、あとそれからアスベストもいろいろな形があったけれどもやってきたと。あと、それから情報公開条例のときも過去やった、そういった過去の経緯も踏まえて、何もここでうたわないというのもどうかねというのがあったので、一定食育の方は議事録もできなかったし、会場もなかなか押さえるのは大変だったりとか、そういうのもいろいろあったので、ちょっとここは一発入れておいて、議論としてちょっともんでもらって、うたえるのであればうたおうではないかと、無理だったらしょうがないけど、その調整なんですよ。

○五十嵐議員 それで、もともと会派に対して政務調査費というものが……(「政務活動費」と呼ぶ者あり)すみません、政務活動費が支払われているわけで、それぞれの会派ではそういうものを持っているわけですから、政策検討会というものを設置した場合、あくまでもそれは各会派が集まった上での政策検討だということで、財源もそういうところの中から全て捻出をするとか、要するに議員の立場からすると、会派として研究してもいいけれども、会派が幾つかまとまって研究することもあり得るよということでの政策検討会という位置付けにしますよというんだったら、それはそれではっきり明記されていけば逆にいいかなという気がするんですけど。意見です。

○森戸座長 非常に難しいなと思っっているのは、条例でうたうとしたら、きちんとした予算化をしていくということだと思うんです。パブリックコメントも含めてきちんと行うということで政策検討委員会というのは必要ではないかと。ただ、小金井市議会がやってきたのは、常に市民の人も参

加をしたりとか、そういう形もあって、うたわない方が柔軟にできるんじゃないかという、もう一つの一方の意見もあると。しかし、そうなると、言われるように会派のお金を出し合うということになってくると、全部按分なんですよね。それもなかなかややこしいねと。

例えば、ここのコピーを使うにしても、では、各会派按分だとやると、結構1会派が使ったのを分けるのは非常にややこしいんじゃないかというのもあって、それだったら、ちゃんと印刷費として一定のものを予算として組んだ方がいいんじゃないかということもあります。

ただ、一方、事務局の方はもう一つコピーのカードがあるので、それを使って会派按分はできますよというご意見を頂いているんです。その辺りがどういうふうにしたらいいのかというのは、ちょっと皆さんでよく検討する必要があるかなというところですよ。

○片山議員 政策検討会なんですけど、食育の話が出ていますけれども、私もあれはあれでおもしろい取組だったんじゃないかとは思いますが、ただ、やはり正式なものではないので、ちゃんとした会議録があるとか、個別に作ったブログとか、そういったところでの照会などはありますけれども、ちょっと全体を把握することが難しいなと思っていて、そういう意味では何かしらこういった議会の何かこういった機関であるという位置付けがあって、そこでしっかりと見せれるようなものがあるといいなというふうに思っているんですね。ですので、ただ、それが今後どういうことが想定されるのかというのは、そのときによるとは思うんですが、予算などについてもやはりちょっとそれはなかなか議会費をこれから増やしていくことになるのかならないのかということもあるし、それはできるかどうか分かりませんが、やはりそのときどきで検討するしかないんじゃないかと思います。

ある程度議会費としてこれをやりたいからこれを上げてほしいという要求があるかもしれないし、またはそれが難しければ政務活動費で何かしら考えていくということもあるのではないかなというふうに思ったりするんですけど、こういった文言を入れて、どういうものができるかを検討していくことは必要だと思います。

○飯田議会事務局次長 こちらの条例に盛り込むとなりますと、やはり公開の会議になるとか、あるいは記録も全文筆記でないまでも、要点記録をしていかなければならないというようなことがございます。それをどなたが、議会事務局が作るのか、あるいは議員の有志の方のどなたかがやるのかという問題もございます。あと、全てのいろいろな議員提案のものでやっていくのか、全会一致でやるようなものでやるのかということもございます。あと、食育推進基本条例のところで、市民の方との懇談というものをやったかと思うんですが、そういった市民の方をお入れするのもやはり基本的にはこういった公的なもの、しっかり条例にうたい込むようなものと、公募の委員を募らなければならないとかいうようなきちんとした枠付けといいますか、そういった形にはなっていくのかなというふうに思っています。機動力とかいうか、そういったところで前のようにはなかなか動きにくいところも、ややもすると出てくるかもしれないというところだと思っています。

○五十嵐議員 基本的には、この条例を作る前提となる、まず現状を盛り込むというところの線に沿ってまとめられる方法がないかどうかということを検討すべきかなと思っています。食育推進基本条例ですとかアスベストの条例ですとか、そういう実例があるので、それに沿った形を盛り込めるのか込めないのか、その辺だと思うんですが、確かに市民も入れていいということになると、公募市民の話とかというふうに検討しなくてはいけなくなると思うんですが、それはそれでまた大変

な作業になってくるし、もともとは議会の各会派が政策形成能力を高めるといふか、政策を高めていくためにやる話なわけですから、例えばそれぞれの会派の中で、判断で、この人ならこの政策を作っていくのに適当だという判断をもってその人を参加させるというか、そういうことは可能なのではないかと思うんです。そういうふうには現状をどうしたら条例に落とし込めるかというところから考えた方がいいような気がしますけど。

○片山議員 例え、1番にある学識経験を有する者への調査というのを依頼したりしますよね、そういったところでのご意見を頂くことを政策検討会の中で何かご意見を頂く場を作るとか、そういったことというのはできないものなのではないでしょうか。例えば、市民参加の在り方の一つとして。ただ、その公募をするという、多分市民参加条例にのっとってやっていくみたいな話なのかとは思いますが、別に公募なら公募をするという、公開にしていくということは、それはそれで私はいいのではないかとは思いますが、ただ、1番の機能も使いながら3番を活用するとか、何かそういったことはできないのかなというふうに思っているんですが。

○森戸座長 公募で入れるということですか。

○片山議員 今ちょっと二つごっちゃにしてみましたけれども、今、公募しなければいけないということがあったので、それはそれで別にやってもいいんじゃないかなというのは意見です。

ただ、例えばこの方の話を聞きたいんだとか、この方とちょっと少し意見を聞きながら議論をしたいということについては、例えば(1)などの規定を使いながら、学識経験というところなどを使いながら政策検討会に参加というか、その場で話をしてもらおうとか、そういったことができないのかということをお伺いしているということです。

○森戸座長 それはできると思います。大津市議

会が政策検討会を持っているんです。ここは、交渉会派から提案があったもののうち、議会運営委員会で賛同が得られた場合に設置をされるということで、各会派から1名程度で構成人員は10人以内とするというふうになっているんです。ここで調査、研究、条例案の検討、作成をするに当たっては、市の関係部局からの助言、参考人招致、公聴会の開催も必要に応じて活用し、更に政策検討会議アドバイザー制度により大学との連携も必要に応じて行いますと。つまり、第1号と第3号が一緒になってやられているというところなんです。

だから、そういう意味では政策検討会で必要なアドバイスを学識経験者から行ってもらうということは、十分に制度として他市ではやられているのかなというふうに思います。ただ、実際に、それで大津市議会が市議会の政治倫理条例、それからいろいろ議論はあるかもしれませんが、子どものいじめの防止に関する条例をこの制度化によって議員提案を行ったと。今、2013年度は議会BCP、業務継続計画の策定を目指して協議を進めていると。BCPって、何か業務継続計画……（「災害のとき」と呼ぶ者あり）危機管理。ちょっとよく分からないんですけど、今、ホームページを見ただけなので。

だから、いろいろ議論を呼ぶものもあるかもしれませんが、大津市議会ではそういう政策検討会で行っているというのがホームページ上では出ているんです。だから、何か一つだけというのではなくて、いろいろな制度を活用しながら政策立案を重ねていくということなんだと思いますよね。

例えば、食育推進会議もきちんとした会議になったら、やはり参考人制度みたいなので来ていただいて意見を聞くとかいうことになっていくんだろうと思うんですよ、推進会議の委員のメンバーとか。あと市民有志とかいうことで意見聴取というのはあるんだろうと思うんです。

ちょっとこの間、私が調べているのは大津市議会の政策検討会ということはあると。

○飯田議会事務局次長 いずれにしても、こちらの、こういう新しい機関を設けるとなりましたら、議会運営委員会でのご確認が必要かと思うんですけども、今ある、座長の方からのご案内がありましたとおり、公述人や参考人制度、あるいは新しく設けられました調査させることができるというような規定、こういったことをいろいろ混ぜ合わせながら、利用しながらやっていくということでは足りないのかどうか。新たにこういった機関を設けないと、そういった政策立案とかができていかないのかどうか。この機関というものがどういったことで必要なかということをご議論いただいた上で、盛り込むかどうかということをご議論いただいた方がよろしいのかなというふうに考えております。

(2)の付属機関、必要な機関ということもそうなのでございますけれども、こういった機関、あるいは政策検討会というものを活用しなければ、今の政策立案、政策提言というのができないのかどうか。今までの制度、それからこちらの第100条の2のところの学識経験を有する者等に調査をさせることというような、こういった制度を活用してもなおかつ足りないということで、こういった機関を設けるのかどうかということをご議論いただいた上で、こちらの条文については盛り込むかどうかをご決定いただいた方がよろしいのかなというふうに考えております。

○五十嵐議員 多分、今のお話は、今までだったらそんな細かいことを決めなくても、いろいろやり方が何か簡単にできたという言い方は変ですけど、できたと。それから、全会派が了解してそういうものを作りましょう、研究しましょうという話のもとにできたと思うんですけども、こういうふうに政策研究会というふうに片方で条例で盛り込まれていると、やはりここに細かく決められ

たことに沿っていかないといけないし、設置すること自体が多分第14条第2項第3に基づきみたいな感じで、何とかの政策研究会を発足しますみたいな手続をとって、それで必要とする費用に関しても、そこからどうやって出していくかということも含めて、決めて手はずを整えていかないと、なかなか新たなグループを作った政策立案には取り組めないというか、取り組みにくくなるという感じはしますよね。だから、逆に余り細かく決めないで、有識者や必要に応じてぐらいの表現にして、柔軟にしてまとめてしまうというのも一つの方法ではあるかなという気がしますけど。

○片山議員 何か食育のことばかり出すと、それはちょっと小林議員に任せの方がいいような気もしているんですけど。ただ、私は特に事務をやっていないけれども、端から見ているというか参加しているだけですけれども、こういった機関が必要であるというのやはり食育の議員懇談会というのをやりながら実感してきたところのかなというふうに思っているわけなんですよね。アスベストというのはちょっと違うかなと思っていて、あれは特にそういった場があったわけではなく、全議員懇談会みたいなところで少し確認したとか、そういったことが意見交換があったぐらいかなと思っています。実際の研修は、議員研修会でやっていたわけですから。だから、実際のこの4年間、議会の中では食育なのかなというふうに思ったりするわけなんですけれども、政策検討会といったような、こういったある程度正式な場というか、そういうものがあった方が私はいいと思うんです。

会議録が必要だということについても、これも全くそのとおりで、ある程度の簡単なものでもいいので、何かしら記録を出していくということではないと、市民に何も分からない状況なんですよね。いろいろなああいう勉強会をやっている、本当にある程度の記録というか、有志で作ったブログみたいなところでの発表とか、そういった形にな

っているというのが実態なので、そうではない形が必要だと私は思います。

○森戸座長 他市は政策検討会と言っているところもあるし、政策研究会と言っているところなどもあって、幾つかそういうことはやられているんですよ、条例提案ということで。大分市議会もそういうことで自死防止の条例を制定したりしていますし、これ、佐伯市議会ってどこになるんだろう、佐伯市議会なども政策研究会を置いているというところもあります。

だから、そういう意味では、決して作ることが何か難しいという状況ではないのではないかなと。ただ、柔軟性を持たせるためにどうしたらいいのかということだとかというのはありますよね。むしろ政策研究会ではない場所でやった方がいい場合もあるし、政策研究会、政策検討会でやった方が全体的なものになって一致してやっていけるという場合もありますし、もう少し他市の状況も調べて、その上で議論するということにしましょうか。

○鈴木議員 幾つか論点が見えてきたのかなと思っています。例えば、食育の例、何度も引き合いに出して恐縮なんですけど、これはその活動に長年関わってきた方のアドバイス、お話を聞きながら全会派が参加する形で進めてきたと。そこで一つ問題だったのは、参加していただく市民の方に非常に負担がかかっているなということのを反省として持っているんですね、僕も。ここをまず、まさに政策立案のところでも力をいただいた方に、これからどう関わってもらおうのかということなのかなと思っていて、今、議会事務局次長からもこれに対するメリット、デメリットのお話があったと。

もう一つ考えておきたいと思うのは、公聴会と参考人制度だと思うんです。ここの整理のところでも学識経験者の方とか、ここをどう整理していくのかなという視点も、もう一度必要なのかなというふうに、今、皆さんの話を聞いていて感じ

ているんです。ここのところ、どうなんでしょう。

○森戸座長 ちょっと今、その件でいうと、幾つかやり方はあると思うんです。だから、第1号を使ってアドバイザー制度みたいな形にして学識経験者が一定契約を結んで、幾らかのお金を払ってアドバイザーとして入っていただくということはやれると思うんです。多分、所沢市だったか、この前、廣瀬先生のとときだったか。廣瀬さんではないもう1人、所沢と。この前、シンポジウム、江藤先生だ、江藤先生が来られたときは、かなり所沢市議会と連携して議会基本条例や議会改革と一緒に進められているようなんです、アドバイスをもらいながら。だから、そういう契約で、本当に出せる範囲というのは決まっているんですけど、その中でアドバイスを受けながら政策向上をどうするかということをやっているという場合もあるので、その辺り、きちんと予算がつけられるかどうかというところもあるとは思いますが。ただ、そういう連携というんですか、学識経験者と。

むしろ参考人、公聴会、ここら辺で市民の方も参加できる、それは年に何回か、一定程度、例えば条例ができた段階で市民の方の意見を聞くということの方が、より効率的な場合もありますよね。食育の場合は、もう常にずっと一緒に参加してもらっていたから、非常に負担も大きかったかなと思うんですけど、ある程度議会に任せていただいた中で、でき上がったものに対する市民の意見をもらうということなどがあっても良かったなと思いますけど。だから、余り一つに固定しないやり方で、いろいろと政策提言ができればいいかなと思うんですけど。

○斎藤議員 いろいろ皆さんのご意見があって、私も前回に関して丸というだけで、一切コメントをしていないんですけど、この第14条の第2項の1号、4号、5号に関しては、今までやっていることだし、規定があるところなので、2号、3号

が問題になるというふうに思っていて、それについては、今、一定の意見が出てきまして、私はそれをやること自体は反対しませんし、それをどういうふうに形成していくかということの議論だろうと思いますので、私はちょっとアイデアはないんですけども、賛成する皆さんで条文を提案していただければ、いいものであれば私は賛成していきたいと思しますので、この2号、3号をどういうふうにするかということ、それぞれ案を出していただいて提案していただければ、それに対して私は対応させていただきますので、是非よろしくをお願いします。

○五十嵐議員 先ほど座長が天津市の例をおっしゃって、特に議会運営委員会にかけて、それで合意を得てというところも含めて、ちょっと資料があれば、いただけると。

○森戸座長 要綱が。ぴゅっと送りたいんですけど。

○五十嵐議員 すみません、受け止められなくて申し訳ありません。

○森戸座長 では、それは次回でもいいですか。後で。では、それは後でちょっと準備をさせていただきます。

斎藤議員からは、賛成しているところで要綱なり詳しいものを出したらどうかというご意見があったんですが、これは大体反対はされていなかったような気がしたんですけど、そうでもないですか。（「小金井をおもしろくする会だけバツェン」と呼ぶ者あり）そうですね。（「前向きの」と呼ぶ者あり）そうですね。（「前は不一致です」と呼ぶ者あり）不一致ですか。（不規則発言あり）そうだよ、必要な機関で一致したんだね。（「中身は一致してない」と呼ぶ者あり）そうすると、これはもうちょっと議論、イメージを持っていたく上でも議論が必要なのかなと思います。もうちょっと条件を整理する必要があるかなと。

先ほどもあったように、では、政策研究会とか

政策検討会というのは、誰かが発案してこの指止まれで集まったらできるのか、それとも議会運営委員会で一定了承を得たもので正式な政策検討会として行うものなのか。そのときに予算はどうするのか。それから、会議録、これは要点筆記するにしても議会事務局が関わってこななければいけない部分だと思うんですが、そういうふうにするのかどうか。

食育のときは、小林議員に相当荷を背負っていただいて、条例文を直すことも全部赤字でやっていただいたりしながら作り上げてきたので、事務局に負わず議員でそういう要点筆記も行って、きちんと公開をするかどうかということですよ。市民からの意見聴取をどうするのか、学識経験者からどうするのか。幾つか課題があると思うんですよ。なので、その辺りをもうちょっと詰めていく。皆さんがどうしたら一番条例提案などをしやすいのかですよ。

○小林議員 一つ提案なんですけど、資料要求とか。取り得る方法と条件とか制約みたいなのを一覧表にさせていただいて、自分たちがイメージする条例提案、政策提案がどの選択肢で解決できていくのかというのを、ちょっと共有しやすいようにしてみたいかと思っております。

○森戸座長 なるほど。では、そういうものを作ってみますか。（「要求者と調整の上」と呼ぶ者あり）3時休憩のときに、天津市議会の要綱は提出ができると思います。もうちょっと詳しくいろいろと出せるかなと思いますので。

では、ちょっとこの部分は保留、第14条全体保留しますか。

○五十嵐議員 ちょっと保留する前に一つだけ。以前に意見を書かせていただいたときに、議会研修会なのか議員研修会なのかって、ちょっとクエスチョンマークを書かせていただいているんですけど。これは議会研修会でいいんですか。

○森戸座長 議会研修会ですね。

○五十嵐議員 今まで、よく議員研修会みたいな言い方しますよね。言葉は、同じものだったら統一した方がいいかなとちょっと思ったもので。

○森戸座長 あれは正式名称はどちらでしたか。議員研修会。（「議員研修会だ」と呼ぶ者あり）では、議員研修会。（「この際、変えてしまう」と呼ぶ者あり）ずっと「議会」で来ていますよね。ちょっとそこ、整理させてもらっていいですか、正副座長で。これは今行っている議会運営委員会で決定して行くものですよ、議員研修会。

必要な機関を設置すること、この点も保留ですか。

○五十嵐議員 すみません、必要な機関という言葉は多分一致していると思うんですけど、要するに中身は一致していないんですよ。それ、諮問というのを取るのかどうなのかという話ですよ。ここはまだ何も議論していないですよ。

○森戸座長 そうですよ。五十嵐議員がおっしゃったように、議会運営委員会だとか議員の地位、身分に関わらない、もっと政策的なものも含めて、この中で行くということもあるのではないかと思いますよ。

○五十嵐議員 多分、前に言わせていただいたのは、議会そのものが市長に対して政策提言をやっていたりする、合議機関というのか、諮問機関みたいなものなのに、諮問機関みたいなものに更に諮問機関がつくというのは、ちょっとおかしいのではないかしらというような趣旨のことを、最初に私、言っているような気がするんですね。そういう意味では、多分今の合議制の上に合議制が来てという総務省見解もその辺にあるのかなと思っていて。

ただ、市長と議会との関係においてはそうなんですけど、議会というところを外からチェックするのは、またちょっと別な話だと思うので、だからそこはちょっと除いて、ここの段階では、市長と、要するに執行機関と議会との関係を1回整理

した方がいいんじゃないかと思うんです。

そういう中で、審査をするとか調査をするのはいいんだけど、諮問機関というのが、ちょっとどうなのかなという、組織上の位置で違和感を感じるというところがあるということなんです。だから、注1のところ、調査機関なのか、審査会なのか、附属機関かと書いてあるんですけど、私は多分調査機関みたいな形になるのかなと思うので、必要な機関というのは何なんだと言われれば、調査機関ということになるのかなというふうに思うんですけど。

○森戸座長 そうですよ。皆さん、いかがでしょうか。市議会は合議機関であると同時に議事機関ということとありますから、その辺りはどう見るのか。ただ、私たち、ある意味市議会というのは、秘書はいないんですね。秘書は庶務調査係のお二人の方、主に、3人。市長は600人の秘書がいると。だから、調査の能力からすれば、市長の方が抜群に高いわけですよ。そのときに、私たちが政策提言するに当たっても、そういうものを活用して積極的に調査した結果をもとに政策提言するというのはあってもいいことだと。現状の庶務調査係がもっと体制が充実していて、6人ぐらいいて、私たちに任せてくださいよと、調査機関は要らないですよとおっしゃれば、私たちもそれは。でも、そうはいつだって、ここの庶務調査係の役割、権能というのは決まっているわけですから、それ以上のものは出てこない。それを学識経験者なり専門的な市民の方も含めて調査をしていただき、それなりの調査結果を出していただくということも、私はありなのかなと。こういうことを調査してほしいんだけど、そのことについてどう思うのかと、ちょっと調査してくれないかということですよ。

○五十嵐議員 それは大いにありだと思っています。それで、ただ、合議機関なので、例えば共産党、自民党、公明党って政党の方たちは、政党と

して多分いろいろな政策を持っていますよね。だから、それもあるし、それから無所属の私も一応自分なりの政策みたいなものがそれぞれあるわけですね。合議をしていくんだけど、多分それぞれにまた調査が必要なんだろうと思うんです。だから一致して、例えば食育でも何でもいいんですけど、一緒にやりましょうとなったときに、もちろんそこでいろいろな調査をしてもらうことは必要だと思います、その厚くしていくために。そのために調査機関だとか、それから学識経験者の意見を聞くだとかやってもらうとかというのは大いにある、全然矛盾はしていないと、そこはそう思っていますので、誤解のないようにお願いしたいと思うんですが。

ただ、市長、執行機関との関係で、私たちが持つものは、調査機関はもちろん必要なんだけど、では、丸ごとぼんとこれをちょっと諮問して答申を出してもらうみたいなのはちょっと違うなという思いがあるんですね。

○森戸座長 そうだと思いますよね。だから、例えば、空き家対策条例を作りたいといったときに、では、民法上どうなのかとか、刑法上どうなのかとか、財産の関係でどうなのか、専門的に分からないから、ちょっとそれぞれこういうことについて調べてほしいということなどを含めて調査機関を設け、調査をしていただくということですよ。そういうことができれば、より一層私たちの条例提案も政策立案の中身が向上していくはずなんですけど。

そこには政党のいろいろな見解、意見はあるにしても、大枠一致するところの、この程度だったら私たちも賛成できるんじゃないかという議論というのは、多分行われると思うんですけど、ただ、条例を作るに当たっても、そういう専門的なところというのは、ある程度やはり専門家ではないと分からない場合もあるということですよ。それがこの調査機関でやるのか、それとも学識経験者

で行うのかというのはあるんだけど、往々にして学識経験者になると両論の意見がいろいろあって、1人の人には頼めないのではないかなと、私は思うところがあります。だから、二つの調査をしてもらって、その調査結果の中で客観的にみんなが一致するところの条例を作るというふうになれば、そういうことなんじゃないかなと思うんですよね。そういう調査機関はどうなんでしょうか。

いずれにしても、市長は600人いるわけですから、私たちの調査機能をどうやって力をつけるかと、そこをみすみすなくすことはないかなというふうにも思うんですけど。

ちょっと休憩します。

午後2時58分休憩

午後3時31分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き協議を進めていきます。休憩中に議会事務局長からもいろいろなご意見がありました。今、お手元に大津市議会の政策検討会議設置要綱というのをお配りしてあります。その中身を見ていただければというふうに思いますが。

全体的にどういうふうになれば政策立案や、それから条例提案などがスムーズに進められるのかということなんですけど、私は一つのルートでなくともいいんじゃないかというふうに思っているんですね。ケース・バイ・ケースになる可能性はあると思っています。ただ、大もとの発端は、市民も含めてどうしたらこの条例提案などができるのかということでは食育推進基本条例の中での一つの課題だったかなというふうに思っていて、今後もあるあいう形の協働が進められればいいのではないかとあります。

同時に、食育推進基本条例を進める中で、いろいろなご意見があると思いますし、いろいろな課題を持っていらっしゃるかなと思うんですが、やはり私は個人的には専門的な方のご意見は聞きた

かったなということは感じる部分でもありました。部局からは158に及ぶ質問が出されたんですね。中には、この条例を作る意義は何なのかというものから始まって、相当細かいところまでのご意見があつて、それを事務局で精査をし、158項目を全部答えました。ここに20人ぐらい、課長に座つていただいて、お一つお一つ回答をさせていただいたという経過もあります。

そういう、ある意味、部局対議会という関係の中で、では、議会がどういうやはり政策能力を身につけていなければいけないのかというところは、かなり問われたのではないかなというふうにするところはあります。その点などもあつて、やはり専門家の意見を聞いたり、熱心にやっていたら市民の意見を聞いて、調整役としての議会が果たすべき役割というのはあつたのではないかなと思うところではありますけど。それぞれお感じになっていることはあると思うんですが。

政策検討会と調査機関ですよ、そういう意味では。調査機関、学識経験者の意見を聞くということと、大津市の例を見るとどうでしょうか。

(「これ自体の根拠はないの」と呼ぶ者あり) これ自体の根拠。(「突然出てきたんですか」と呼ぶ者あり) 議会基本条例。(「議会基本条例にあるんだ」と呼ぶ者あり) 議会基本条例の中に。

何か皆さんの方でご意見はありますでしょうか。ちょっとご意見が出ないので、休憩します。

午後 3 時 38 分休憩

午後 4 時 09 分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩中に皆さんから様々なご意見を頂きました。まだ十分にこの政策検討会などイメージが湧かないということもありまして、もう少し他市の調査も行うことが必要なんですけど、課題を整理していくことを含めて、この第 2 項の、取りわけ第 2 号、第 3 号について、第 2 班の方々に整理をしていた

だくということで、代表者会議として依頼をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第 2 班の皆さん、ちょっと整理の方をよろしく願いいたします。できましたら 6 月いっぱいぐらいまでに整理をお願いしたいということでよろしく願いいたします。

それでは、本日、その他で何か皆さんの方でございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、素案たたき台を終了し、本日の議会基本条例策定代表者会議は終了することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ご異議なしと認め、本日の議会基本条例策定代表者会議は終了いたします。

午後 4 時 10 分閉会